

船舶事故調査報告書

令和2年7月22日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	転覆
発生日時	令和元年11月30日 10時50分ごろ
発生場所	福岡県福岡市志賀島北東方沖 弘港西防波堤灯台から真方位330° 1.2海里付近 (概位 北緯33°41.1' 東経130°16.7')
事故の概要	ミニボート（船名なし）は、漂泊中、転覆した。
事故調査の経過	令和元年12月5日、主管調査官（門司事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	ミニボート（船名なし）、総トン数なし（長さ約2.0m）
船舶番号、船舶所有者等	なし、個人所有
乗組員等に関する情報	操縦者、操縦免許 なし
負傷者	なし
損傷	船外機に濡損（全損）
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南東、風力 2、視界 良好 海象：うねり 波向南西、波高約50cm、水温 約19℃
事故の経過	<p>本船は、操縦者ほか1人（以下「同乗者」という。）が乗船し、釣りを終えて帰航の途中で船外機を停止し、船尾乾舷が約25cmの状態 で、操縦者が船尾部の右舷側に座って船外機への燃料補給を始めたところ、右舷側に傾き、右舷船尾方から乾舷を越えて海水が流入し始めた。</p> <p>本船は、操縦者及び同乗者が排水ポンプなどより排水を行ったが、船尾が沈んで右舷側に転覆し、船首を海面上に出した状態になった。</p> <p>救命胴衣を着用していた操縦者及び同乗者は、海中に入り、本船から離れて漂流していたところ、近くを航行していたプレジャーボートに救助された。</p> <p>本船は、海上保安庁の巡視船により発見された。</p>
分析	本船は、漂泊中、操縦者が右舷船尾部に座って船外機に燃料を補給した際、重心が右舷側に偏ったことから、右舷側に傾き、右舷船尾部の乾舷を越えて海水が流入して滞留し、更に船尾が沈んで、右舷側に転覆したものと考えられる。
原因	本事故は、本船が漂泊中、操縦者が右舷船尾部に座って船外機に燃料を補給した際、重心が右舷側に偏ったため、右舷側に傾き、右舷船尾部の乾舷を越えて海水が流入して滞留し、更に船尾が沈んで、右舷側に転覆したものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。

- | | |
|--|---|
| | <ul style="list-style-type: none">・ミニボートは、乾舷が小さく、波の影響を受けやすいので、乗船者は姿勢の変化による重心の移動に注意して、船が傾かないようにすること。 |
|--|---|